12. 市街地の整備・開発

1. 市街地の整備・開発

本県では首都東京に隣接する地理的条件や 工業化政策によって、昭和30年代以降、急速 に人口と産業の集中が進み、湾岸や県西部を 中心に、市街地が拡大発展しました。

この急激な人口増加と市街地の拡大は、既 成市街地において、道路、公園、下水道など都 市施設の整備の立遅れ、木造家屋の密集、住宅 と工場の混在化等による居住環境の悪化や防 災性の低下等の問題を招きました。

また、市街地の周辺においても、低廉な土地 や良好な環境を求めて宅地化が進んだため、 無秩序な都市化や都市施設の不備など各種弊 害も生まれました。

本県では、このような問題に対処するため、 土地区画整理事業や市街地再開発事業等により既成市街地の整備改善に努めるとともに、 計画的な宅地開発の誘導等による新市街地の 開発を促進してまいりました。

しかし、少子高齢化を背景に、わが国では平成20年(2008)に人口のピークを迎え、人口減少局面に入ったことを踏まえ、国では利便性が確保された都市生活を持続させるため、

J R津田沼駅南口特定土地区画整理事業(習志野市)



区画整理事業により、無電柱化を実施、良好な景観 形成が図られた生活道路

居住や都市機能をまちなかの拠点や公共交通 沿線等に集約し、人口密度が適度に維持され た市街地の形成を目指すコンパクトシティ政 策を推進することとしました。

現在、コンパクトシティの形成に向けて、立 地適正化計画制度、都市のスポンジ化対策等 の施策展開がなされているほか、まちなかを 車中心から人中心の空間へと転換する取組が 進められており、ウォーカブルなまちづくり など、街路空間の再構築、利活用に関する様々 な取組などにより、市街地の価値や持続性を 高める複合的更新が始まっているところで す。

本県においても、令和 3 年(2021)度に策定 した千葉県総合計画の中で、令和 2 年度(2020) の人口推計が 628 万 4 千人をピークに、令和 42 年度(2060)には 514 万 8 千人まで減少する と予測しています。

今後も、国の動きを踏まえながらコンパクトで持続可能な集約型都市構造の実現を推進するとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、災害に強い安全かつ快適な生活空間の創出を図ってまいります。

本八幡A地区第一種市街地再開発事業(市川市)



市街地再開発事業により、健全な高度利用や都市機能が更新された、本八幡駅、京成八幡駅周辺エリア

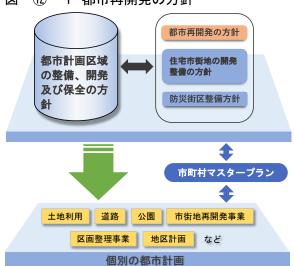


2. 都市再開発の方針について

- 都市再開発の方針は、市街地における再開発の目標や既成市街地の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、従来は「整備・開発又は保全の方針」に位置付けられていましが、平成12年(2000)の都市計画法の改正により、独立した都市計画となったものです。
- 本方針は、都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針などと共に、土地利用、都市計 画、道路、市街地開発事業などの個別の都 市計画の上位に位置付けられています。 (図-①-1)
- 人口集中の特に著しい政令で定める大都市(千葉市、船橋市)においては、都市再開発法第2条の3の規定により、1号市街地、2号地区を定めるよう努めることとなっており、その他の線引き市町村においても必要に応じて2項地区(定める内容は2号地区に準ずる)を定めることができるとされています。(表一億一1、図一億一2)
- 本県では、9都市計画区域において本方針 を策定しています。

千葉、船橋、市川、松戸、野田 成田、柏、市原、習志野

図-10-1 都市再開発の方針

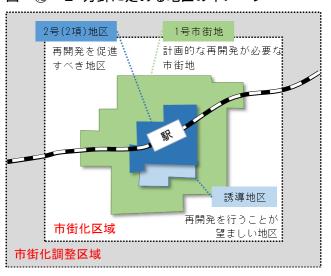


表一①-1 都市再開発方針の策定対象

種類	1 号市街地	2 号地区
概要	都市計画区域のうち、 既成市街地を対象とし て計画的な再開発が必 要な市街地をいう	目標年次を10年先とする。1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の土地をいう
選定基準	市街地の環境改善、 土地の高度利用、土地 利用の転換、防災性の 向上の観点から区域を 選定	準備中・事業中の地区 などの進捗状況及び公 共施設の整備と民間の 優良プロジェクトなど を促進する観点から 選定
定める内容	再開発の目標、土地を 高度利用及び都市機能 の更新に関する方針、 誘導地区、再開発促進 地区(2 号地区 2 項地区 に誘導していくことが 望ましい地区	地区の再開発・整備等の主たる目標、整備または開発の計画の概要を定める

※2 項地区も対象

図-12-2 方針に定める地区のイメージ





3. 土地区画整理事業

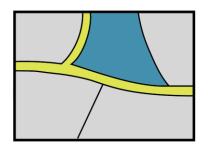
(1)土地区画整理事業とは

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業です。

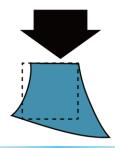
(2) 土地区画整理事業のしくみ

- 公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却(保留地処分金)し、事業資金の一部に充て事業を行います。(公共用地が増える分に充てるのが公共減歩、事業資金に充てるのが保留地減歩)(図一迎-3)
- 事業資金は、保留地処分金の他、公共側から支出される都市計画道路や公共施設等の整備費(用地費分を含む)に相当する資金から構成されます。これらの資金を財源に、公共施設の工事、宅地の整地、家屋の移転補償等が行われます。(図一②-4)
- 地権者においては、土地区画整理事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設が整備され、土地の区画が整うことにより、利用価値の高い宅地が得られます。

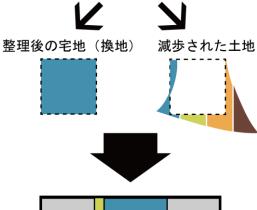
図-12-3 土地区画整理事業のしくみ



道路等の公共施設が未整備



地権者から権利に応じて少しずつ 土地を提供(減歩)してもらう



保留地

出典:国土交通省ホームページ

図一12-4 資金構成

【支出】

- ○道路等の公共施設整備費
- ○建物等の移転・設備補償費
- ○宅地の整地費
- ○調査・設計費、事務費
- ※減価補償地区の場合は減価補償費

【収入】

- 〇公共側の支出
 - ・道路特会補助←←←←←都市計画道路の整備費相当額
 - 一般会計補助←←←←公共施設の整備費相当額
 - ・公共施設管理者負担金←公園等の用地費相当額
 - ・助成金
- 〇保留地処分金

出典:国土交通省ホームページ



(3) 土地区画整理事業の流れ

土地区画整理事業の流れは図一⑩-5、6のとおりです。

図-12-5 土地区画整理事業の施行者分類

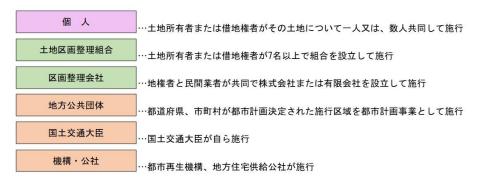
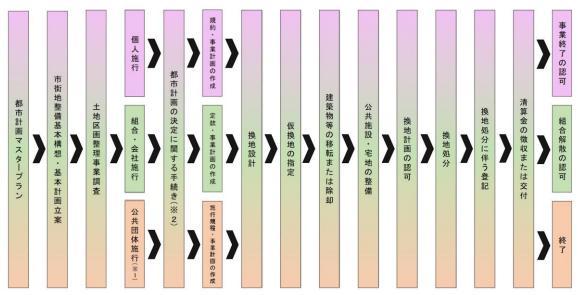


図-12-6 土地区画整理事業の流れ



- ※1 都市再生機構及び地方住宅供給公社についても、地方公共団体施行に準じて手続きが定められています。
- ※2 個人・組合・会社施行であっても都市計画事業として実施する場合は手続きが必要です。

市原都市計画事業 姉崎駅前土地区画整理事業







施行後



(4) データでみる土地区画整理事業

本県における令和5年3月末時点の土地区画整理事業施行状況等については次のとおりです。

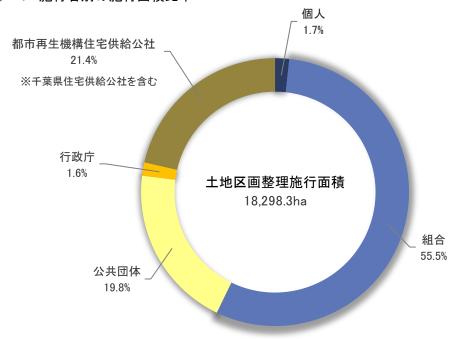
表一①-2 土地区画整理事業の施行者別実施状況

令和5年3月31日現在

面積単位:ha

				県	全	域			
施行者		施 行 公共:拼 個人・組	奥地処分	施行	ī 中	全体			
		地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	面積比率	
個	人	21	305.3	1	6.0	22	311.3	1.7%	
組	合	343	9,986.5	8	160.9	351	10,147.4	55.5%	
公共団体	市町村	72	2,180.7	13	260.7	85	2,441.4	13.3%	
団 体	県	8	499.9	4	684.1	12	1,184.0	6.5%	
行 頙	汝 庁	2	292.6			2	292.6	1.6%	
都市再生機構		30	3,894.3			30	3,894.3	21.3%	
住宅供給公社		1	27.3			1	27.3	0.1%	
=	+	477	17,186.6	26	1,111.7	503	18,298.3	100%	

図-12-7 施行者別の施行面積比率





表一①-3 土地区画整理事業 市町村別施行地区数 (施行済地区・施行中地区の合計)

令和5年3月31日現在

面積単位:ha

										. II	 //						囬	積単位:ha
						個 人		組合		公共	団体	В		行政庁		5再生機構 3供給公社		計
	市町	丁村	名	ŀ	地		地		地	市	地	県	地		地		地	
					区数	面積	区数	面積	区数	面積	区数	面積	区数	面積	区数	面積	区数	面積
千		葉		市	3	56.7	34	978. 6	19	838. 1	1	16.3	1	160. 4	6	899. 4	64	2, 949. 5
習	志	9	野	市			5	43. 5	1	28. 1							6	71. 6
八	千	ſ	ť	市	2	2. 9	7	158. 3	2	24. 1					2	238. 9	13	424. 2
松		戸		市	2	6. 9	52	1, 083. 6	11	366. 9					2	399.8	67	1, 857. 2
野		田		市			20	363. 6	4	163. 6					1	57. 7	25	584. 9
柏				市	1	1.4	24	403. 1	4	102. 0	2	460. 7			4	358. 9	35	1, 326. 1
流		山		市	1	1.0	12	176. 2	5	231. 3	2	300. 4			1	275. 0	21	983. 9
我	孫		子	市	1	1.7	5	105. 9	6	170. 8					1	143. 7	13	422. 1
鎌.	ケ		谷 ——	市			2	15. 0	1	7. 8					1	59. 1	4	81. 9
市		川 元		市	1	11.3	24	854. 0		/						242.2	25	865. 3
船		橋		市	1	73.0	15	141. 7	2	75. 1					2	213. 3	20	503. 1
浦		安、	-	市	1	0. 2	2	33. 9	2	3. 5		110.0			1	232. 6	6	270. 2
木	更	 津	聿	市士	1	0. 5	23 13	1, 270. 8 852. 6			1	110. 8			1	155. 6	25 14	1, 537. 2 853. 1
君富		津		市市	1	8. 1	3	122. 9									4	131. 0
袖	ケ		甫	市	2	32.8	8	401. 2	1	10. 1							11	444. 1
市			Ħ	市	5	114. 8	12	858. 2	8	224. 2	3	213. 4			1	131.0	29	1, 541. 6
佐		倉		市		114. 0	21	358. 2	4	50. 0		210. 4			2	113. 0	27	521. 2
四四	街		<u></u>	市			8	149. 8	2	17. 5					3	163. 7	13	331. 0
印		西		市			3	60. 7			1	58.3					4	119. 0
酒	々		—— 井	町			1	25. 4			-				1	71. 7	2	97. 1
栄				町			2	53. 9									2	53. 9
成		田		市			8	318. 0	2	30. 0							10	348. 0
富		里		市			2	58. 2	2	40. 8							4	99. 0
白扌	‡市	• ;	召南	町			1	53. 2									1	53. 2
市师	京市	. =	千葉	市											1	368. 9	1	368. 9
沼厚	有町	· †	公戸	市											1	39. 3	1	39. 3
習志	野市	ī ·	船橋	市							1	12. 0					1	12. 0
木更	津市	ī ·	君津	市			1	278. 2									1	278. 2
八	:	街		市					1	7. 9							1	7. 9
香		取		市			3	63. 2	1	9. 8							4	73. 0
銚		子		市			2	54. 6			1	12. 1	1	132. 2			4	198. 9
匝		瑳		市			2	44. 5									2	44. 5
東		金		市			6	265. 6									6	265. 6
大	網	白	里	市			4	204. 1	1	5. 3							5	209. 4
茂		原		市			15	203. 2	2	19. 1							17	222. 3
_		宮		町			5	38. 3									5	38. 3
勝		浦		市					2	4. 4							2	4. 4
い	す		<i>7</i> +	市			5	49. 4	1	5. 8							6	55. 2
鴨		Ш		市			1	5. 8									1	5. 8
館		山		市		011	054	10 117 1	1	5. 2	- 10	1 101 0		202.2		0.001.0	1	5. 2
		計			22	311. 3	351	10, 147. 4	85	2, 441. 4	12	1, 184. 0	2	292. 6	31	3, 921. 6	503	18, 298. 3



図ー①-8 土地区画整理事業の経年別認可状況(認可地区面積・認可地区数)



(5) 土地区画整理促進区域

土地区画整理促進区域は、「大都市地域における住宅及び住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」に基づいて都市計画に位置付けられるものであり、市街化区域内で大量に残されている農地等の未利用地の中で住宅地として整備されるべき熟度の高い地区について、おおむね2年以内に地権者による特定土地区画整理事業(促進区域内での土地区画整理事業は特定土地区画整理事業となる。)の事業化を期待する趣旨から設けられたものです。本県における土地区画整理促進区域の決定状況は表一⑩-4のとおりであり、6地区約712~クタールが施行中です。

また、当事業の特徴としては、土地所有者等の農業経営、住宅経営を配慮した集合農地区、共同住宅区を設けることができ、国庫補助事業採択基準も緩和されるという利点があります。



表一①-4 土地区画整理促進区域一覧

令和5年3月31日現在

面積単位:ha

				画 (東東 立: II a 事業化の状況							
都市名	地区名	促進区域面積	決定年月日	施行者	許可年月日	施行面積	施行年度				
八千代市	萱田	98. 5	昭51.12.28	都市基盤整備公団	昭55.1.28	98. 4	昭54~平8				
"	西八千代北部	140.5	平10.9.11	都市再生機構	平14.1.18	140. 5	平13~平30				
成田市	成田第一	60. 2	昭53.8.15	組合	昭55.9.24	60. 2	昭55~平3				
"	公津東	117. 4	昭60.10.4	組合	昭61.9.2	117. 4	昭61~平10				
"	久住駅前	53. 6	平3.3.26	組合	平5.6.29	53. 6	平5~平21				
"	公津西	37. 6	平13.3.30	組合	平13.7.10	37. 6	平13~平22				
柏市	高柳第一	28. 7	昭56.3.27	組合	昭56.5.26	28. 7	昭56~平4				
"	豊四季駅南口	4. 2	平8.9.20	組合	平9.1.3	4. 2	平8~平16				
"	柏北部東	170. 5	平11.3.30	都市再生機構	平13.3.26	128. 0	平12~令3				
"	高柳駅西側	15. 7	平8.9.20	組合	平9.9.26	15. 7	平9~平31				
"	湖南	49. 1	平13.3.30	組合	平13.10.19	49. 1	平13~平22				
四街道市	和良比	42.0	昭56.11.20	都市基盤整備公団	昭59.5.25	40. 9	昭59~平7				
"	内黒田		昭61.1.31	千葉県住宅供給公社	昭61.8.15	27. 3	昭61~平5				
"	四街道南	78. 7	昭60.8.30	組合	昭60.11.15	78. 7	昭60~平9				
"	物井		昭61.1.31	都市再生機構	平4. 9. 28	95. 5	平4~平32				
<u>"</u> 千葉市	新検見川北		昭60.8.30	組合	昭63.3.8	37. 9	昭62~平8				
// // // // // // // // // // // // //	土気南		昭57.8.10	組合	昭57. 9. 28	313. 6	昭57~平9				
"	土気東	85. 0	平9.9.9	組合	平10. 2. 19	85. 0	平9~平22				
市原市	国分寺台		昭51.1.16	組合	昭46.10.29	380. 3	昭46~平13				
// // // // // // // // // // // // //	青柳		昭61.10.3	組合	昭62.11.20	54. 9	昭62~平18				
"	潤井戸		平4. 9. 18	都市基盤整備公団	平6. 12. 26	131.0	平6~平26				
	加加		昭58.1.28	組合	昭58.7.1		昭58~平9				
// // ET (1)		40. 1	平10.1.30	市	平11. 3. 1	40. 1	平10~令7				
"	西平井・鰭ヶ崎新市街地	285. 8	平10.1.30	都市再生機構	平10.1.30	275. 0	平10~ 〒7				
"		11.8		市	平25. 2. 20	11.8					
	鰭ヶ崎・思井		平10.1.30	組合			平24~令8				
我孫子市	青山	20. 0 25. 4	昭55.3.7 平3.3.26	組合	昭61. 12. 5 平3. 12. 3	20. 0 25. 4	昭61~平10 平3~平13				
四十二	東酒々井第一		平3. 3. 20 平2. 7. 20	市	平3. 12. 3						
野田市 "	次木親野井	28. 2	平3. 3. 26	組合	平4. 11. 10	34. 7 28. 2	平6~令5 平4~平18				
"		61.7	平3.3.26	組合	平4.11.10	61.7	平4~平18				
"	七光台駅西 座生	52. 0	平3. 3. 26 平3. 3. 26	組合	· ·	52. 0	平4~平25				
<i>"</i> 栄町	前新田		昭60.10.18	組合	平4. 11. 10 昭61. 8. 19		昭61~平18				
				1	-		平6~平25				
鎌ケ谷市 	新鎌ケ谷 中尾・伊豆島		平3.3.26 平3.3.26	都市再生機構 組合	平7. 3. 27 平4. 1. 28		平3~平18				
// 大牛川	計西第三		平3.3.26	組合	平4. 1. 28		平3~平19				
"	鳥田		平6.11.18	組合	平7.6.27		平7~平17				
"	金田東	156. 1	平10.1.30	都市再生機構	平12.1.27	155. 6	平11~平30				
"							平3~平31				
	請西千束台		平3.3.26 平9.9.9	組合 都志恵佐機構	平4.1.24	23. 4					
佐倉市 "	寺崎 南土油		平9.9.9 昭56.3.27	都市再生機構	平11.9.21	46.3	平11~平30 昭57~平11				
	南志津			都市基盤整備公団	昭57.7.3 平9.2.3	66. 7 65. 4	平8~平22				
船橋市	坪井		平7.10.3	都市再生機構							
習志野市 物地加分 会計	JR津田沼駅南口		平19.3.20	組合	平19.7.27	35.0	平19~令5				
	42地区	3379.6	₩ F 10 14	细合	Ψ6 2 A	3319.6	₩5Φ0				
野田市	台町東	18. 1	平5. 12. 14	組合	平6.2.4		平5~令9				
四街道市	鹿渡南部	9. 7	平11.8.27	組合	平13.4.3	9.7	平13~令7				
木更津市 	金田西	110.8	平10.1.30	県	平10.10.6	110.8	平10~令8				
柏市	柏北部中央	272. 5	平11.3.30	県	平12.8.25	272. 9	平12~令10				
流山市	木		平10.1.30	県	平11.3.29	68.3	平10~令11				
# たた 人引 #	運動公園周辺 	232. 1	平10.1.30	県	平11.3.12	232. 1	平10~令11				
	6地区	711.9				711.9					
総計 4	48地区	4091.5				4031.5					



4. 市街地再開発事業

(1) 市街地再開発事業とは

市街地再開発事業は、都市再開発法に基づき、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物、敷地並びに公共施設を整備する事業です。(図一⑫-9)

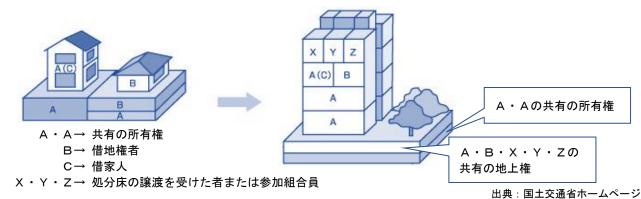
今後は、駅前や都市中心部の商業・業務系の 再開発をさらに進めるとともに、既成市街地 における防災性や居住環境の改善を主眼とし た住宅系の再開発も積極的に推進していく必 要があります。

市街地再開発事業は、第 1 種市街地再開発 事業と第 2 種市街地再開発事業とに分類され ます。(表-⑫-5)

(2) 市街地再開発事業のしくみ

- 敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出します。
- 従前の権利者の権利は、原則として等価 で新しい再開発ビルの床(権利床)に置き 換えられます。
- 高度利用で新たに生み出された床(保留床)を処分し事業費に充てられます。(図 -22-10)

図-12-10 市街地再開発事業のしくみ



図一①-9 市街地再開発事業



表一①-5 再開発事業の種類

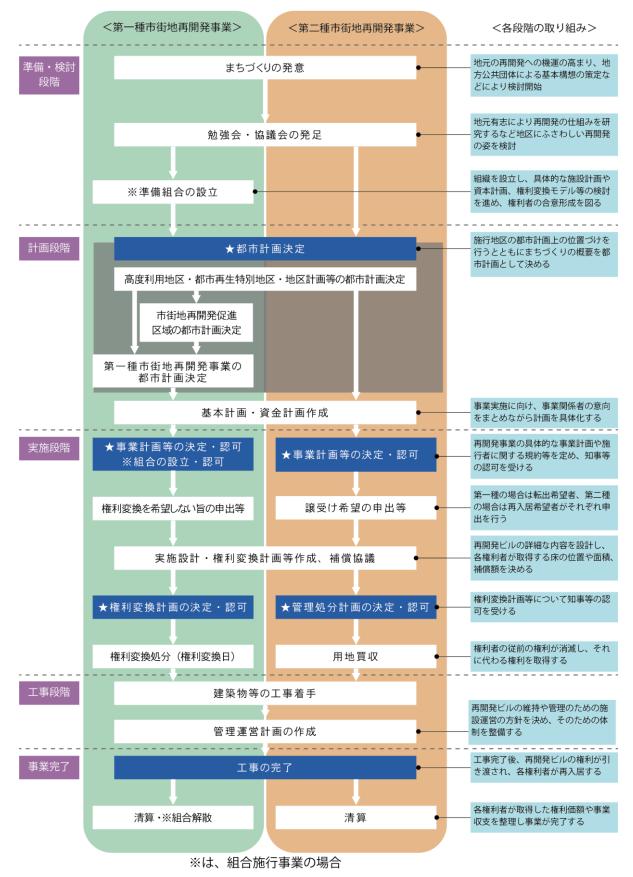
種 類	第 1 種市街地再開 発事業	第2種市街地再開 発事業
方式	権利変換方式	管理処分方式(用地 買収方式)
内容	権利変換前建物、 は が は 有 発 が 者 発 を 再 開 す る て り 、 は 者 発 権 等 に 関 せ し こ る て る て る て る て る て る て る て る て る て る	公共性が 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
施行者	個人、組合、再開発 会社、地方公共団 体、都市再生機構、 高速道路公団、地方 住宅供給公社	を除く 根合 を除く



(3) 市街地再開発事業の流れ

市街地再開発事業の流れは図一型-11のとおりです。

図-①-11 市街地再開発事業の流れ



(4) データでみる市街地再開発事業

本県における令和5年3月末時点の市街地再開発事業施行状況については次のとおりです。

表一⑫一6 市街地再開発事業 実施状況

~事業完了地区~

令和5年3月31日現在

都市名	地区名	施行者	施行地区 面積(ha)	施行年度	都市計画 決定年月日	総事業費 (億円)
柏市	柏駅東口	市	1.89	S46~48	S46. 1. 22	94
船橋市	船橋駅北口	市	1. 41	\$48~52	\$47. 8. 4	105
加備印	船橋駅北口第二	組合	1.39	S53~56	\$53. 3. 31	118
	四街道駅前第2	個人	0.12	S53~56	\$53. 7. 12	2
m#***	四街道駅前第3	個人	0. 24	S56~62	\$56. 7. 13	14
四街道市	四街道駅前第4	個人	0.12	S57~59	\$58. 1. 20	3
	四街道駅前第5	個人	0.17	S59~61	\$59. 7. 13	6
千葉市	千葉中央第二	個人	0. 25	S59~62	\$59. 3. 3	29
木更津市	木更津駅西口	市	1.82	S58~63	\$57. 10. 19	180
千葉市	千葉中央	組合	1. 16	S61∼H2	\$60. 8. 30	180
	茂原駅南口	市	1. 22	S62∼H4	\$60. 1. 18	109
	船橋市本町二丁目				\$46. 10. 5	
船橋市	中央街区	組合	0.35	H1∼5	H1. 11. 10	83
松戸市	北小金駅南口	公団	1. 62	H1~5	\$62. 8. 21	203
	千葉新町	組合	2. 9	S63∼H7	\$61. 12. 26	843
千葉市	 千葉新町第二	個人	1.06	H1∼7	\$61. 12. 26	293
市川市	本八幡 C - 1	組合	0. 43	H2∼10	H2. 3. 27	73
柏市	柏駅東口E街区第一	組合	0. 53	H5∼11	H4. 9. 4	81
船橋市	船橋本町4丁目	組合	0.43	H9∼12	H9. 1. 17	74
柏市	柏駅西口B-2	組合	0.49	H8∼13	H8. 9. 13	90
<u> </u>					H2. 3. 27	
市川市	本八幡D−1 	組合	0. 27	H2∼13	H8. 3. 8	77
	船橋駅南口第一	市	0.89	H1∼15	\$63. 3. 18	417
					H2. 3. 27	
市川市	本八幡D-2	組合	0.37	H11~16	H11. 3. 12	87
 千葉市	千葉中央第六	組合	1. 25	H15~19	H15. 8. 8	216
船橋市	船橋本町1丁目	組合	0.33	H16~20	H16. 2. 27	56
					H5. 3. 9	
市川市	市川駅南口	市	2. 58	H13~21	H12. 12. 15	584
					H15. 2. 28	
					H6. 9. 2	
柏市	柏駅東口A街区第二	組合	0. 4	H17∼23	H17. 12. 2	83
成田市	J R成田駅東口	市	1.4	H22~27	H21. 9. 8	104
市川市	本八幡A	組合	1.4	H19~28	H18. 3. 17	358
11271112	7777 1177	WL 11	11.7	1110 20	H20. 6. 20	000
柏市	柏駅東口D街区第一	組合	0. 83	H24~28	H23. 12. 27	160
					\$63. 2. 2	
					H1. 11. 22	
千葉市	千葉駅西口	市	1.93	H2∼R2	H20. 9. 5	635
					H28. 12. 9	
計	3 0 地区		29. 25		ΠZ0. 1Z. 3	

~事業実施中地区~

令和5年3月31日現在

都市名	地 区 名	施行者	施行地区 面積(ha)	施行年度	都市計画 決定年月日	総事業費 (億円)
千葉市	千葉駅東口	組合	1.0	H28∼R5	H28. 3. 4	176
	新千葉2・3	組合	0.3	R2∼R5	R1. 11. 29	47
計	2地区		1.3			



(5) 市街地再開発促進区域

市街地再開発促進区域は、民間において一定程度の再開発の機運がありながらも直ちに事業 化に着手するにいたらない地区について、都市計画の位置付けをし、事業の促進を図ろうとする ためのものです。当区域を定めることにより、民間による創意工夫、行政側からの指導、助成に よりおおむね 5 年以内に第一種市街地再開発事業、開発行為、都市計画適合建築物の建設に着 手することを期待し、官民が共同して良好な都市環境を創出して行こうとするものです。本県に おける市街地再開発促進区域の決定状況は表一⑫-7のとおりです。

令和5年3月31日現在

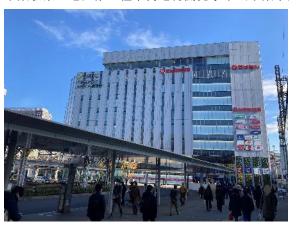
表一①-7 市街地再開発促進区域一覧

面積単位:ha

都市名	地区名	面積	都市計画		事業化の状況		工事完了	備考
部川石	地区石	山 但	決定年月日	施行者	認可年月日	施行面積	年月日	1佣 右
船橋市	船橋駅北口 第二地区	1. 39	昭53.3.31	組合	昭53.8.8	1. 39	昭56.8.31	再開発事業及び促進 区域を併せて決定
四街道市	四街道駅前 第2地区	0. 12	昭53.7.12	個人	昭53.10.27	0. 12	昭54.9.25	促進区域のみ決定
"	四街道駅前 第3地区	0. 24	昭56.7.13	"	昭56.12.15	0. 24	昭58.3.23	ıı
"	四街道駅前 第4地区	0. 12	昭58.1.20	"	昭58.2.4	0. 12	昭59.5.12	ıı
"	四街道駅前 第5地区	0. 17	昭59.7.13	"	昭59.12.7	0. 17	昭60.11.20	ıı
千葉市	千葉中央 第二地区	0. 25	昭59.3.3	"	昭59.7.24	0. 25	昭61.9.3	ıı
合計	6 地区	2. 29				2. 29		

※施行者が個人の場合の市街地再開発事業の施行においては、必ずしも施行区域の施行計画決定手続きを要しない。

千葉駅東口地区第一種市街地再開発事業 (千葉市)



市街地再開発事業により、健全な高度利用や都市機能 が更新された、千葉駅東口エリア

JR 成田駅東口第二種市街地再開発事業(成田市)



市街地再開発事業により、健全な高度利用や都市機能 が更新された、JR成田駅東口エリア

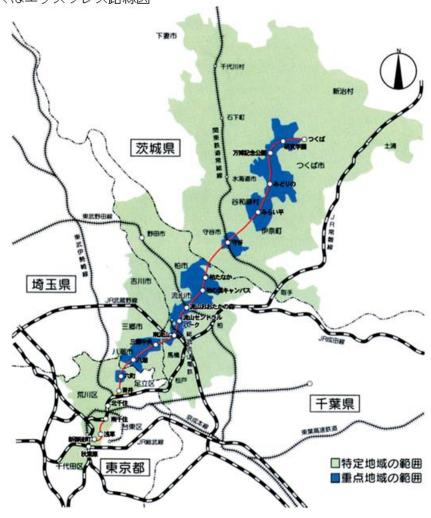


つくばエクスプレス沿線の市街地整備 (1) つくばエクスプレス沿線の概要

東京都心と筑波研究学園都市をつなぐ「首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス」は、JR 常磐線の混雑緩和と筑波研究学園都市から東京都心へのアクセスの向上を図るとともに、首都圏における宅地供給と沿線の地域開発を目的に平成6年(1994)から工事着手し、平成17年(2005)8月24日に開通しました。つくば駅と秋葉原駅間を最速45分で結ぶ利便性もあり、首都圏において大きな通勤・通学の足となっています。(図一⑫-12)

このように鉄道整備と沿線地域開発を 一体的に推進するため、平成元年(1989) 「大都市地域における宅地開発及び鉄道 整備の一体的推進に関する特別措置法」 (宅鉄法)が制定され、特定地域(つくば エクスプレスの整備により大量の住宅・ 宅地の供給が見込まれる地域)及び重点 地域(相当量の宅地が計画的に供給され る地域)が設定され、この重点地区にお いて東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、地 元市、都市再生機構(UR)が施行者とな り土地区画整理事業を進めてきました。

図-2-12 つくばエクスプレス路線図





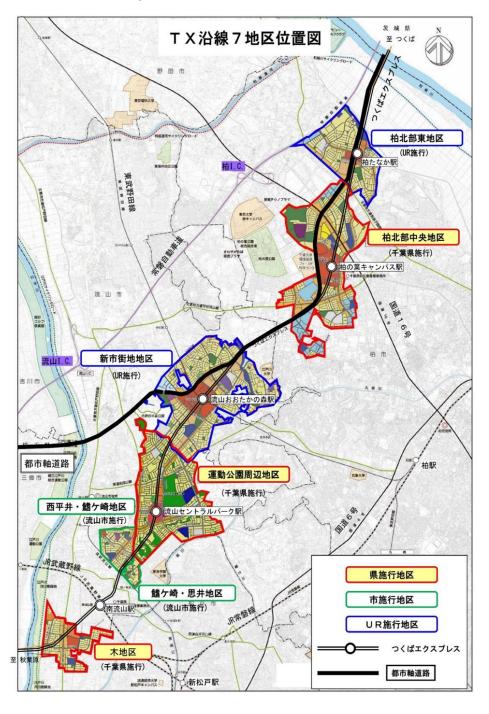
(2) つくばエクスプレス沿線整備の状況

ア 土地区画整理事業区域

柏市、流山市を通るつくばエクスプスの沿線で7地区約1,028~クタールの整備を進めています。(図-22-13)

柏北部中央地区、運動公園周辺地区、木地区は千葉県施行、西平井・鰭ケ崎地区、鰭ケ崎・思井地区は流山市施行、柏北部東地区、新市街地地区は都市再生機構(UR)で施行しています。(表一(2)-8)

図-①-13 つくばエクスプレス沿線整備図





イ つくばエクスプレス沿線7地区の概要

都市再生機構(UR)施行の柏北部東地区は柏たなか駅を中心に約128~クタールが整備され、広大な田中調整池の田園風景を活かし「自然と田園に囲まれ、ゆったりとした暮らしを楽しむまち」をテーマにまちづくりを進めています。当地区は駅前に約2.4~クタールの近隣公園を整備し、敷地内に集会所を設けています。そこでは、各種イベントの実施や地域交流の場として、賑わいの創出が期待されます。

千葉県施行の柏北部中央地区は柏の葉キャ ンパス駅を中心に約 273 ヘクタールを整備し ており、地区周辺の教育機関、研究機関等の集 積と県立柏の葉公園等の豊かな自然を活かし 「公・民・学が連携した次世代のスマートシテ ィ」をテーマにまちづくりを進めています。ま た、千葉県・柏市・東京大学・千葉大学が協同 調査で柏の葉国際キャンパスタウン構想を策 定し、公・民・学が連携し知的交流を通して新 たな知と産業、文化を創造する「国際学術都市」 や自然環境と共生し、健康で高質の居住・就業 環境が実現される、持続性・自律性の高い「次 世代環境都市」を目指したまちづくりが進めら れており、地区周辺の東京大学柏Ⅱキャンパス では、東京大学と国立研究開発法人産業技術総 合研究所により、人工知能(AI)に関するグロ ーバル研究拠点の整備が行われています。

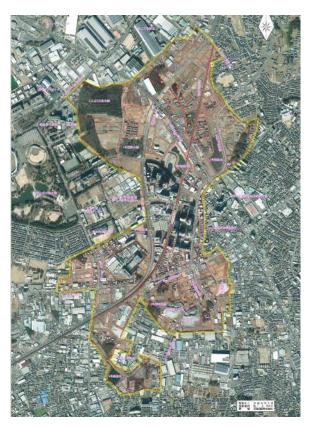


柏北部中央地区

<柏北部中央地区>



施行前 平成 13 年 (2001) 年撮影



施行中 令和5年(2023)撮影



都市再生機構(UR)施行の新市街地地区は 流山おおたかの森駅を中心に約275~クター ルを整備しており、つくばエクスプレスと東武 アーバンパークラインが結節し、県立市野谷の 森公園の豊かな自然を活かし「都市の快適さと 緑が共存する、子育て世代が賑わう森のまち」 をテーマにまちづくりを進めています。当地区 は都心へのアクセスの良さというポテンシャ ルを活かし、流山おおたかの森駅を中心に多様 な生活利便施設が集積されています。

千葉県施行の運動公園周辺地区は流山セントラルパーク駅を中心に約232~クタールを整備しており、流山市総合運動公園と緑豊かな田園環境を活かし「総合運動公園を中心とした自然が身近で解放感あふれるまち」をテーマにまちづくりを進めています。当地区は地区中央に総合運動公園、それに隣接する駅周辺には教育・文教施設や医療施設、商業施設が位置し、地域生活拠点としての役割が期待されています。



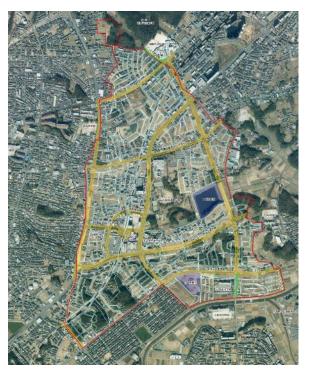
運動公園周辺地区

流山市施行の西平井・鰭ケ崎地区、鰭ケ崎・井地区は流山セントラルパーク駅と南流山駅の中間に位置し、合わせて約52~クタールを整備しており、豊かな緑を活かした「人と自然がふれあうまち」をテーマにまちづくりを進めています。当地区は徒歩圏に流山セントラルパーク駅、南流山駅のほか、流鉄流山線の平和台駅、鰭ケ崎駅の4駅3路線を有し、周辺地域や都心部へのアクセスの良さが魅力です。

<運動公園周辺地区>



施行前 平成 12 年 (2000) 撮影



施行中 令和3年(2021)撮影



千葉県施行の木地区は南流山駅の南西約1 キロメートルに位置し、約68~クタールを整備しており、江戸川沿いの自然を活かし「水と緑に囲まれた都心に近い便利なまち」をテーマにまちづくりを進め、道路や宅地の整備が完了したことから、令和5年(2023)9月に換地処分の公告を行いました。当地区は戸建て住宅地を主体としながら、集合住宅地も計画し、既存コミュニティーとの融合を図りながら良好な住環境の形成を目指しています。また、南流山地域全体の利便性を高める商業地を地区の中心部に配置し、センター地区を形成しています。



木地区





施行前 平成 12 年 (2000) 撮影

木地区

施行中 令和3年(2021)年撮影

表一①-8 つくばエクスプレス沿線7地区整備状況

令和5年3月31日現在

		柏	市			流山市		
地区名		柏北部東	柏北部 中央	新市街地	運動公園 周辺	西平井・ 鰭ケ崎	鰭ケ崎・ 思井	木
事業認可公		H13. 3. 26	H12. 8. 25	H12. 3. 13	H11. 3. 12	H11. 3. 1	H25. 2. 20	H11. 3. 29
施行	r者	都市再生機構	千葉県	都市再生機構	千葉県	流山市	流山市	千葉県
施行面積	(ha)	128. 0	272. 9	275. 0	232. 1	40. 1	11.8	68. 3
計画人口	1 (人)	12, 800	26, 000	28, 600	21, 400	4, 000	1, 100	6, 800
施行期間	(年度)	H12∼R3	H12~R10	H11∼R5	H10~R11	H10∼R7	H24∼R8	H10~R11
換地処	<u>l</u> 分日	H29. 6. 30	-	R1. 5. 10	-	R1. 10. 4	R3. 5. 21	-
総事業費	(億円)	448	1, 091	1, 109	888	165	51	349
保留地面	積(ha)	22. 7	35. 3	34. 2	22. 9	4. 5	0.3	11.8
減歩率	合算	43. 1	40. 0	40. 9	40. 0	42. 8	19. 4	39. 7
(%)	公共	23. 9	26. 0	27. 6	28. 3	30. 9	16. 1	20. 3
(70)	保留地	19. 2	14. 0	13. 3	11. 7	11. 9	3. 3	19. 4



(3) つくばエクスプレス沿線整備の効果

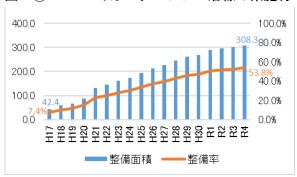
つくばエクスプレス沿線の県施行地区の整備面積は令和4年度(2022)末時点3地区合計で約53パーセントとなっています。(図-⑫-14)

つくばエクスプレス沿線整備の効果として 第1に挙げられるのは、柏市、流山市の人口増加です。つくばエクスプレスが開通した平成17年(2005)と比較して令和4年(2022)4月1日時点で、柏市では約5万5千人増の約43万1千人、流山市では約5万4千人増の約20万5千 人となっています。

このうち柏市では 47 パーセント、流山市は 87 パーセントがつくばエクスプレス沿線地域 での人口増加となっています。(図-0015、表-029)

また、つくばエクスプレス沿線地域では 14歳以下の子どもや 20 代から 40 代のいわゆる「子育て世代」の割合が市全体と比較して高く、特に流山市では、子育て世代の割合がつくばエクスプレス沿線地域では 5 割以上となっています。(図-20-16)

図-12-14 つくばエクスプレス沿線の県施行地区整備面積



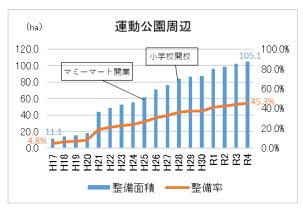




図-12-15 柏市・流山市の人口推移 市域全体



つくばエクスプレス沿線地域





表一位一9 柏市・流山市の人口推移

	H17.4(人) ①	R4. 4(人) ②	増分(人) ②-①	増分のうち、 TX 沿線が 占める割合	
柏市	376, 018	431, 091	55, 073	470/	
うち、TX沿線地域(柏市)	22, 809	48, 933	26, 124	47%	
流山市	150, 910	205, 016	54, 106	0.70/	
うち、TX沿線地域(流山市)	20, 504	67, 435	46, 931	87%	

資料:各市の住民基本台帳人口

図-12-16 子育て世代、子どもの割合

柏市 60% 子育て世代の割合 TX沿線(柏) 46% 42% 40% 42% 柏市全体 38% 子どもの割合 20% TX沿線 20% 14% 柏市全体 13% 0% R5 H17

流山市 60% 子育て世代の割合 51% 50% 40% 流山市全体 30% TX沿線(流山) 子どもの割合 20% 13% 8-8-6 10% 流山市全体 12% 0% R5 H17

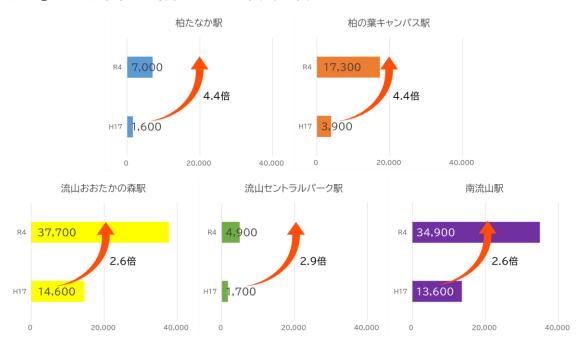
第2の整備効果として挙げられるのが、鉄道 需要の伸びです。つくばエクスプレス全体の 1日平均乗車人員は、令和4年度(2022)は約35 万人であり、平成17年(2005)8月の開通時から2.3倍となっています。千葉県内の状況は、 5駅を合計した1日平均乗車人員は開通時から2.9倍の約10万人となっています。(図一⑫ー17) 各駅ともに開通時から鉄道需要は伸び続けており、各地区を整備する効果が表れています。その中でも、特に整備効果が表れているのが柏北部東地区、柏北部中央地区で、地区にある柏たなか駅、柏の葉キャンパス駅は他路線との結節がない中で1日平均乗車人員が開通時と比べ4倍以上となっています。(図一⑫-18)

図-(1)-17 つくばエクスプレスの1日平均乗車人員(万人)





図ー①-18 千葉県内の各駅の1日平均乗車人員(人)



第3の整備効果は良好な街並みの形成です。 各地区ともに公共施設の整備改善や宅地の基 整備が進んできており、教育・文教施設や医療 施設、商業施設等都市機能が立地し、土地の利 活用が進んできています。また、戸建て住宅や 集合住宅の建築も行われ、地区中心部や駅周辺 での賑わいが生まれています。

千葉県内各駅から秋葉原までは20分から36分でアクセスできることに加え、JR武蔵野線や東武アーバンパークラインを利用し多方面にアクセスできる立地的利点を活かし、各地区がそれぞれ特徴あるまちづくりを進め、中長期的に継続して効果が発揮できるよう、今後も事業の推進に取り組んでいきます。



運動公園周辺地区 (駅周辺)



木地区 (センター地区)



柏北部中央地区(アクアテラス)



6. 東京湾横断道路着岸地周辺地域の市街 地整備

千葉県は東京湾横断道路(東京湾アクアライン)の開通を見据え、平成4年(1992)に「木更津業務核都市基本構想」を策定し、その中で「東京湾横断道路の建設に伴い千葉県の新たな玄関口となる金田地区などを業務・商業、居住等の複合機能拠点として整備する」と位置付け、具体的な整備計画として「金田・岩根・奈良輪地区都市整備構想」を策定しました。

(1) 東京湾横断道路着岸地周辺地域の都市 整備の概要

横断道路(東京湾アクアライン)着岸地周 辺地域については、本県の新たな玄関口にふ さわしい複合業務都市の形成を図るため、平 成5年(1993)に「東京湾横断道路着岸地周辺 の都市整備に関する推進方針」を指針として 計画的な都市整備を進めることとしました。

(2) 東京湾横断道路着岸地周辺地域の都市 整備の状況

整備状況としては、木更津市金田地区において西側を千葉県が施行している他、東側を都市再生機構施行として、また、袖ケ浦市奈良輪地区では袖ケ浦駅海側を組合施行の土地区画整理事業として事業化しました。

ア 千葉県施行の金田西地区は、東京湾アクア ラインの整備による波及効果を的確に受け 止め、南房総地域の振興と発展に寄与するこ とを目的として、面積約110へクタール、計 画人口約7,000人として、平成10年(1998)10 月6日、事業計画決定告示により事業が開始 されました。

房総の玄関口として「東京湾アクアライン 着岸地に隣接し、自然と調和した快適で暮ら しやすいまち」をテーマにまちづくりを進め ています。商業、業務、流通、文化、レジャ ーなどの機能と多様なライフスタイルに応 じた多機能複合型の都市整備を進めるとと もに、干潟や田園等周辺地域に残された自然 環境と調和したまちづくりの形成を図って います。

- イ 都市再生機構 (UR) 施行の金田東地区は、 面積約 156 ヘクタール、計画人口 10,000 人 として、平成 12 年 (2000) 1 月 27 日事業計画 決定告示により事業が開始され、平成 26 年 (2014) 11 月 14 日に換地処分告示となり、事 業が完了しました。
- ウ 組合施行の袖ケ浦駅海側地区は、面積約49 ヘクタール、計画人口約3,700人として、平成23年(2011)5月20日事業認可を受け事業 が開始され、令和元年(2019)7月12日に換 地処分告示となり事業が完了となりました。 (表一⑫-10)



東京湾アクアライン



【金田西】木更津金田バスターミナル(3街区)



【金田西】大型商業施設·本社(3街区)





東京湾横断道路着岸地周辺地域位置



東京湾横断道路着岸地周辺地域航空写真



木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業



施行前 平成 12 年 (2000) 年撮影



施行中 令和5年(2023)年撮影



表一①-10

東京湾横断道路着岸地周辺地域の整備状況

令和5年3月31日現在

		木更河	≢市	袖ケ浦市
地區	区名	金田東	金田西	袖ケ浦駅 海側
	計画 公告日	H12. 1. 27	H10. 10. 6	H23. 5. 20
施行者		都市再生 機構	千葉県	組合
施行面積(ha)		155. 6	110. 8	48. 97
計画人口(人)		10, 000	7, 000	3, 700
施行期間	引 (年度)	H11∼H30	H10∼R8	H23∼R2
換地外	心分日	H26. 11. 14	ı	R1. 7. 12
総事業費	遺 (億円)	248	296	78
保留地面	ī積(ha)	45. 6	27. 9	11. 2
	合算	40. 0	40. 0	48. 9
減歩率 (%)	公共	5. 2	10. 2	23. 6
	保留地	34. 8	29. 8	25. 3

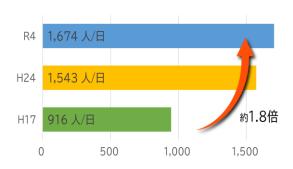
(3) 東京湾横断道路着岸地周辺地域の都市 整備の効果

横断道路着岸地周辺地域の都市整備効果としては、金田西地区内の木更津金田バスターミナル(チバスタアクア金田)が平成28年度(2016)に新たにオープンし、路線・運行数が拡充されました。旧バスターミナルが設置された当初の平成17年度(2005)は1日平均916人であった利用者が、地区の整備の進捗に伴い令和4年度(2022)には約1.8倍の約1,674人となっています。(図一⑫ー19、図一⑫-20)

図-12-19 金田西地区整備面積の推移



図-12-20 高速バス利用者数



また、金田東地区には大型商業施設やアミューズメント施設等がオープンするなど、土地利用が進み、地区の賑わいが生まれております。東京湾アクアラインの料金引下げ効果と相まって、令和4年度(2022)には1日の交通量が平成20年度(2008)の約2.5倍となるなど(図ー⑫-21)、首都圏各地等との往来が活性化し、木更津市の年間の観光入込数は平成20年度(2008)の約1.8倍の約1,456万人となっています。(図ー⑫-22)

今後さらに横断道路や圏央道等による空港 や対岸へのアクセスの良さを生かして、房総半 島の交流拠点となるまちづくりを推進します。

図ー①-21 東京湾アクアライン日平均交通量

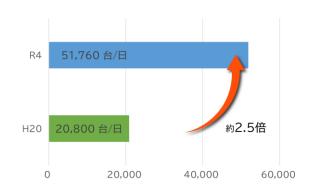
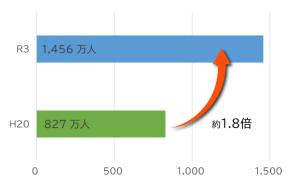


図-12-22 木更津市年間観光入込客数





7. 新住宅地市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、人口集中が著しい市街地の周辺地域で、健全な住宅市街地の開発や居住環境の良好な住宅地の大規模供給を図る事業で、本県においては、「千葉ニュータウン」と「成田ニュータウン」が該当します。



(1) 千葉ニュータウン

千葉ニュータウンは、東京都心から30km~40kmの圏域にあり、東京都に近接する東葛飾、葛南、千葉地域に集中する人口を計画的に受け入れ、地域開発の拠点都市として3市2村(船橋市、印西市、白井市、旧印旛村、旧本埜村)にまたがり、面積約2,912~クタール、人口約34万人で計画されました。

千葉県と宅地開発公団(現都市再生機構(UR))が共同施行によってそれぞれの組織の特色を生かし、事業区域を分担するのではなく、業務分担にて事業の促進を図りました。

昭和44年(1969)から事業に着手し、昭和54年(1979)から西白井及び小室地区の公団団地等で入居が始まりましたが、社会経済情勢の変化により計画の見直しが行われ、昭和61年(1986)に面積が約1,930ヘクタール(計画人口約17万6千人)に、

平成5年(1993)に計画人口が約19万4千人に変更されています。新住宅市街地開発事業としては、平成25年度(2013)をもって終了しました。

また、平成22年(2010)7月には、成田スカイアクセスが開業し、都心だけでなく新東京国際空港(現成田国際空港)にも直結するニュータウンとなっています。

表 - ① - 11 千葉ニュータウン土地利用面積表

		区分	面積(ha)	比率(%)		
	住宅用地		585.0	30		
宅地		教育施設用地	86.0	4		
	公益的	購買施設用地	80.0	4		
	施設用地	その他の公益的施設用地	181.0	9		
		小計	347.0	18		
	特定業務施	設用地	78.0	4		
	複合的土地	利用(住宅系)	34.0	2		
	複合的土地	利用(施設系)	184.0	10		
		宅地計	1228.0	64		
	道路用地		447.0	23		
公共用地	公園・緑地	用地	184.0	10		
公共用地	その他の公	共施設用地	71.0	4		
		公共用地計	702.0	36		
	合計 1930.0 100					



千葉ニュータウンは、大きく分けて次の6つの地区があります。

【西白井地区】

昭和54年(1979)3月に北総開発鉄道(現北総鉄道)の西白井駅の開業とともに、街びらきが行われました。小室地区とともに、千葉ニュータウンで最初に入居がはじまった地区です。



【白井地区】

昭和54年(1979)3月の西白井地区の5ヶ月後に、街びらきが行われました。



【小室地区】

昭和54年(1979)3月に北総開発鉄道(現北総鉄道)の小室駅の開業とともに街びらきが行われました。西白井地区とともに、千葉ニュータウンで最初に入居がはじまった地区です。



【千葉ニュータウン地区】

昭和 59 年 (1984) に街びらきが行われました。千葉ニュータ ウン最大の地区です。



【印西牧の原地区】

平成7年(1995)に街びらきが行われました。千葉ニュータウンで1990年代に入って街びらきが行われた地区です。



【印旛日本医大地区】

平成12年(2000)に街びらきが行われました。千葉ニュータウンで最後に街びらきが行われた地区です。

印旛日本医大駅の名の由来でもある日本医科大学千葉北総病院が立地し、北総エリア最大の基幹病院であり、ドクターヘリの基地病院でもあります。





(2) 成田ニュータウン

成田ニュータウンは、東京都心から 50km 圏内、成田駅から西に約 2km、空港から西に約 8km に位置しており、新東京国際空港(現成田国際空港)とこれに関連する企業の従業員とその家族及び他地域からの流入人口を計画的に受け入れるために、面積約 482 ヘクタール、人口 6 万人の居住環境の良好な住宅地として、ニュータウン内をセンターと8つの住区にて計画されました。(図一⑫-23、表一⑫-12)

昭和43年(1968)から事業に着手し、1~4期に区分し整備を行いました。整備開始から約3年半がたった昭和47年(1972)から中台(1住区)及び加良部(3住区)地区の一部で入居がはじまり、最後となった玉造(7住区)及び中台(8住区)で、1990年代なかばでまでに入居が概ね完了しました。

新住宅市街地開発事業としては、昭和 61 年度 (1986) をもって終了しました。(表一⑫-13)

図-12-23 成田ニュータウン計画図



出典:千葉県企業局事業の軌跡より引用

表一①-12 成田ニュータウン土地利用面積表

区分			面積(ha)	比率(%)
宅地	住宅用地		205.6	43
	公益的 施設用地	センター用地	9.9	2
		医療施設用地	5.1	1
		教育施設用地	49.8	10
		社会福祉施設用地	5.3	1
		供給処理施設用地	3.4	1
		その他の公益的施設用地	13.1	3
	その他の用地		1.4	0
	計		293.6	61
公共用地	道路用地		92.9	19
	公園・緑地用地		93.5	19
	その他の公共施設用地		2.0	0
	計		188.4	39
合計			482.0	100



成田ニュータウン全景

/表一①-13 整備の期間区分

	期間	住区		
第1期	昭和44年(1969)11月~	1・3住区		
	昭和45年(1970)12月	地区センター		
第2期	昭和46年(1971)年2月~	2・4住区		
	昭和46年(1971)年12月	5住区の一部		
第3期	昭和46年(1971)年12月~	5住区の残り		
	昭和53年(1978)年3月	6・7・8住区の		
		一部		
第4期	昭和53年(1978)年4月~	6・7・8住区の		
	昭和61年(1986)年7月	残り		



成田ニュータウンは、次の6つの地区があります。

【赤坂地区】(地区センター)

ニュータウンの中心に位置し、赤坂公園、市立図書館、中央公 民館、金融機関、成田郵便局、大型商業施設、市消防本部赤坂消 防署などがあり、ニュータウンの中心的役割を担う地区です。

【中台地区】(1.8 住区)

加良部地区と同じくJR成田駅西口に最も近い地区です。

西口大通り沿いには、運動公園、成田住宅1号棟の住宅団地、 戸建住宅、マンションが建ち並んでいます。また、中央通り沿い には、県住宅供給公社によるマンション群が立地しています。



大型商業施設(赤坂地区) 出典: 千葉県企業局事業の軌跡より

【加良部地区】(2·3 住区)

中台地区と同じくJR成田駅西口に最も近い地区です。

西口大通り沿いには、ハローワーク、成田警察署、成田税務署、 成田教職員住宅などが建ち並んでおり、比較的、官公庁などが多い地区となります。また、県成田土木事務所、県立成田国際高等 学校があります。



西口大通り(中台地区) 出典: 千葉県企業局事業の軌跡より

【橋賀台地区】(4住区)

ニュータウンの西南に位置し、橋賀台公園、市立橋賀台小学校、都市再生機構(UR)住宅、戸建て住宅などが広がる地区です。

【吾妻地区】(5 住区)

JR成田駅西口方面から直進して、最も西に位置する地区です。

ショッピングセンター、市立吾妻小学校・中学校、戸建て住宅 などが広がる地区であり、西口大通りのニュータウンの終点とな ります。



運動公園 (中台地区) 出典:千葉県企業局事業の軌跡より

【玉造地区】(6.7 住区)

ニュータウンの北に位置し、県営住宅、市立玉造中学校、戸建て住宅、千葉県立成田北高等学校などがあります。JR及び京成成田駅から最も離れ、アクセス面では今ひとつでしたが、平成22年(2010)7月の成田スカイアクセス線の成田湯川駅が開業したことで向上しました。

